2026 年 11 月 12 日

各位

上場会社名　DIC株式会社
代表者　代表取締役社長執行役員　池田　尚志
（コード番号 4631）
問合せ先責任者　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部長　三宅　圭介
（TEL 03-6733-3033）

従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）としての第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）（以下、「本スキーム」という。）を導入し、本スキームに基づき、下記のとおり、DIC 従業員持株会（以下、「本持株会」という。）を処分予定先として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

（1） 払込期日	2027 年5月 31 日
（2） 処分する株式の種類及び数	当社普通株式　181,630 株（注）
（3） 処分価額	1株につき　4,783 円
（4） 処分総額	868,736,290 円（注）
（5） 処分方法（処分予定先）	第三者割当の方法による（DIC 従業員持株会）
（6） その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本スキームに同意する本持株会の会員資格のある当社及び当社子会社の従業員（以下、「対象従業員」という。）の数に応じたものとなります。「処分する株式の数」及び「処分総額」につきましては、確定次第速やかにお知らせいたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の当社取締役会において、対象従業員に対し、当社普通株式の取得機会を提供することにより、従業員のエンゲージメント向上、オーナーシップ意識の醸成及び福利厚生水準の向上を図ることを目的として、当社普通株式の割当のための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」という。）を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社普通株式を割り当てる本スキームの導入及び本スキームに基づき、現在当社が保有する自己株式のうち 181,630 株を本持株会へ処分することを決議しました。

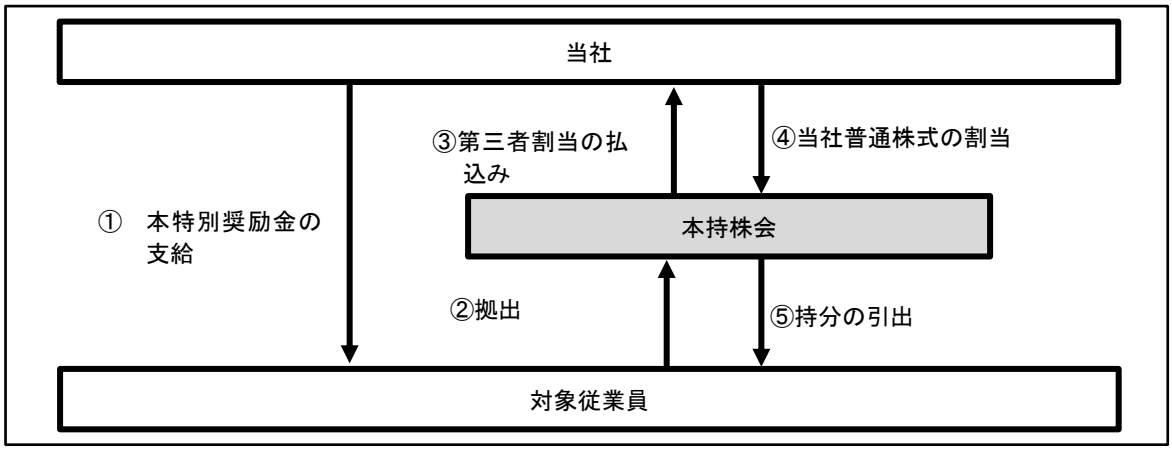
本スキームは、対象従業員に対し本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社普通株式を割り当てるものです。処分する株式の数につきましては、1.処分の概要の（注）に記載のとおり、最大 181,630 株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2026 年6月 30 日現在の発行済株式総数 95,156,904 株に対する割合は 0.19%、2026 年6月 30 日現在の総議決権数 947,490 個に対する割合は 0.19%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入する。）と軽微であるため、本スキームの目的に照らして合理的であると考えております。

3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、当社及び当社子会社から本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みをすることにより、本持株会は当社普通株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



※当社子会社は記載を省略しています。

4. 払込金額の算定及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026 年 11 月 11 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 4,783 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2026 年 10 月 12 日から 2026 年 11 月 11 日まで）の終値単純平均値である 4,879 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 1.97%（小数点以下第3位を四捨五入する。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの3か月間（2026 年8月 12 日から 2026 年 11 月 11 日まで）の終値単純平均値である 4,959 円からの乖離率は 3.55%、及び同直前営業日までの6か月間（2026 年5月 12 日から 2026 年 11 月 11 日まで）の終値単純平均値である 4,828 円からの乖離率は 0.93%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

本日開催の当社取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役2名）全員は、上記払込金額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び払込金額が本自己株式処分に係る当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値であることに鑑み、処分先である本持株会に特に有利な払込金額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上